

佐渡市指定管理業務標準仕様書

佐 渡 市

目次

第1章 総則	
第1条 (適用範囲)	1
第2条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第3条 (信義誠実の原則)	1
第4条 (管理運営の基本的な考え方)	1
第5条 (用語の定義)	1
第6条 (管理物件)	1
第7条 (指定期間)	1
第2章 業務の範囲と実施条件	
第8条 (業務の範囲及び実施条件)	1
第9条 (業務範囲及び実施条件の変更)	2
第10条 (個人情報保護)	2
第11条 (情報公開)	2
第12条 (遺失物及び拾得物の取扱い)	3
第3章 業務の実施	
第13条 (業務の実施)	3
第14条 (開業準備)	3
第15条 (第三者による実施)	3
第16条 (緊急時の対応)	3
第17条 (情報管理)	3
第18条 (利用の制限等)	4
第4章 業務実施に係る確認事項	
第19条 (事業計画書及び収支計画書)	4
第20条 (事業報告書)	4
第21条 (業務実施状況の確認及び改善勧告)	5
第5章 指定管理料及び利用料金	
第22条 (指定管理料の支払)	5
第23条 (指定管理料の変更)	5
第24条 (利用料金収入の取扱い)	5
第25条 (利用料金の決定)	5
第26条 (利用料金の減免)	5
第6章 損害賠償及び不可抗力	
第27条 (損害賠償等)	6
第28条 (第三者への賠償)	6
第29条 (保険)	6
第30条 (不可抗力発生時の対応)	6
第31条 (不可抗力によって発生した費用等の負担)	6
第32条 (不可抗力による一部の業務実施の免除)	6
第7章 指定期間の満了	

第 33 条 (業務の引継ぎ等)	7
第 34 条 (現状回復義務)	7
第 35 条 (備品等の取扱い)	7
第 8 章 指定期間満了以前の指定の取消し	
第 36 条 (佐渡市による指定の取消し)	7
第 37 条 (指定管理者による指定の取消しの申出)	8
第 38 条 (不可抗力による指定の取消し)	8
第 39 条 (指定期間終了時の取扱い)	8
第 9 章 その他	
第 40 条 (権利又は義務の譲渡の禁止)	8
第 41 条 (業務の範囲外の業務)	8
第 42 条 (請求及び通知等の方法)	9
第 43 条 (協定の変更)	9
第 44 条 (解釈)	9
第 45 条 (疑義についての協議)	9
別紙 1 用語の定義	10

佐渡市指定管理業務標準仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この佐渡市指定管理業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、佐渡市が指定管理者を指定する公の施設（以下「施設」という。）の管理に適用する。

2 佐渡市における公の施設の指定管理者の募集に係る要項（以下「募集要項」という。）及び施設に係る業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された事項は、この標準仕様書に優先するものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 指定管理者は、当該施設の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び施設管理者が行う管理業務（以下「業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 佐渡市は、業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(信義誠実の原則)

第3条 佐渡市及び指定管理者は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って施設を管理しなければならない。

(管理運営の基本的な考え方)

第4条 指定管理者が行う業務における基本的な考え方は次のとおりとする。

- (1) 利用者の安全確保に努めること。
- (2) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (3) 利用者の意見や要望を管理運営に反映させること。
- (4) 自主事業を実施するなど、施設の利用促進に努めること。
- (5) 個人情報の適切な管理を行うこと。
- (6) 常に良好な利用環境を維持し、細心の注意をもって業務を遂行すること。

(用語の定義)

第5条 標準仕様書で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

(管理物件)

第6条 業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品とし、その内容は、特記仕様書に定めるとおりとする。

2 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって物件を管理しなければならない。

(指定期間)

第7条 指定期間は、指定管理に係る特記仕様書に定めるとおりとする。

2 業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 業務の範囲と実施条件

(業務の範囲及び実施条件)

第8条 業務の範囲及び実施条件は、施設の設置及び管理に関する条例、同条例施行規則、

標準仕様書、特記仕様書、基本協定書及び年度協定書に定めるとおりとする。

(業務範囲及び実施条件の変更)

第9条 佐渡市又は指定管理者は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって前条で規定する本業務の範囲及び実施条件の変更を求めることができる。

- 2 佐渡市又は指定管理者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲又は実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 指定管理者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 指定管理者は、業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。指定期間が満了し、又は指定が取り消された後においても同様とする。
- 3 指定管理者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 4 指定管理者は、業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失、及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 指定管理者は、佐渡市の指示がある場合を除き、業務に関して知ることのできた個人情報を業務以外の目的に利用し、又は佐渡市の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- 6 指定管理者は、業務を処理するために佐渡市から引き渡された個人情報が記録された資料等を佐渡市の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。
- 7 指定管理者は、業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、佐渡市が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。
- 8 指定管理者は、業務を処理するために佐渡市から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに佐渡市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、佐渡市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 9 指定管理者は、業務に従事している者に対して、業務に従事する期間又は従事しないこととなった後においても、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は業務以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。
- 10 佐渡市は、必要があると認めるときは、指定管理者の業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。
- 11 指定管理者は、仕様書に規定した事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに佐渡市に報告し、佐渡市の指示に従うものとする。

(情報公開)

第11条 指定管理者は、情報公開の重要性を認識し、当該施設の業務に関する文書等を公開するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(遺失物、拾得物の取扱い)

- 第 12 条 指定管理者は、施設に遺失物及び拾得物の取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、施設における遺失物及び拾得物を遺失物法その他法令等の定めるところにより、適正に処理しなければならない。なお、指定管理者は、施設における拾得物に関する権利を主張することができないものとする。
- 2 取扱責任者は、拾得者から請求があったときは、拾得物件預り書に指定管理者の名称及び取扱責任者の氏名その他必要事項を記載して交付しなければならない。
 - 3 取扱責任者は、拾得物の届出を受けた日から 3 日以内に佐渡市に届出るものとする。

第 3 章 業務の実施

(業務の実施)

- 第 13 条 指定管理者は、条例及び関係法令等のほか、基本協定書、年度協定書、標準仕様書、特記仕様書、募集要項及び事業計画書に従って業務を実施するものとする。
- 2 基本協定書、募集要項及び事業計画書の間には矛盾がある場合は、基本協定書、募集要項、事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、事業計画書が標準仕様書及び特記仕様書を上回る基準が提案されている場合は、佐渡市と指定管理者の協議により決定するものとする。

(開業準備)

- 第 14 条 指定管理者は、指定開始日に先立ち、業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。
- 2 指定管理者は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、佐渡市に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
 - 3 佐渡市は、指定管理者から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

- 第 15 条 指定管理者は、事前に佐渡市の承諾を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 指定管理者が業務の一部を第三者に実施させる場合は、全ての指定管理者の責任及び費用において行うものとし、業務に関して指定管理者が委託する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て、指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者が負担するものとする。

(緊急時の対応)

- 第 16 条 指定期間中、業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、指定管理者は速やかに必要な措置を講ずるとともに、佐渡市を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。
- 2 事故等が発生した場合、指定管理者は佐渡市と協力して事故等の原因調査に当るものとする。

(情報管理)

- 第 17 条 指定管理者若しくは業務の全部又は一部に従事する者は、業務の実施によって知り得た秘密及び佐渡市の行政事務等で一般公開されていない事項を外部へ漏らし、又は

他の目的に使用してはならない。指定期間の満了又は指定を取り消された後においても同様とする。

(利用の制限等)

第 18 条 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 施設の利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者が条例又は条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上特に必要と認められるとき。

第 4 章 業務実施に係る確認事項

(事業計画書及び収支計画書)

第 19 条 指定管理者は、指定期間が満了する年度を除き、毎年度 10 月 31 日までに翌事業年度の事業計画書及び収支計算書を提出し、佐渡市の確認を得なければならない。

2 佐渡市及び指定管理者は、事業計画書及び収支計算書を変更しようとするときは、佐渡市と指定管理者の協議により決定するものとする。

(事業報告書)

第 20 条 指定管理者は、毎年度終了後、業務に関し、5 月 31 日までに次の各号に定める事項を記載した事業報告書（年報）を提出し、佐渡市の確認を得なければならない。

- (1) 業務の実施状況に関する事項
- (2) 管理施設の利用状況に関する事項
- (3) 料金収入の実績及び管理経費等収支状況等
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか佐渡市が指示する事項

2 指定管理者は、毎月終了後、業務に関し、翌月の 10 日までに次の各号に定める事項を記載した事業報告書（月報）を提出し、佐渡市の確認を得なければならない。

- (1) 管理施設の利用状況に関する事項
- (2) 自主事業の実施状況に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか指示する事項

3 指定管理者は、佐渡市が第 35 条から第 37 条までの規定に基づいて年度途中において指定管理者に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から

ら 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- 4 佐渡市は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。
(業務実施状況の確認及び改善勧告)

第 21 条 佐渡市は、事業報告書の確認のほか、指定管理者による業務実施状況を確認することを目的として、随時、管理物件に立ち入ることができる。また、佐渡市は、指定管理者に対して業務の実施状況や業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

- 2 指定管理者は、佐渡市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除き、申出に応じなければならない。
- 3 前条及び本条第 1 項による確認の結果、指定管理者による業務実施が仕様書及びその他佐渡市が示した条件に満たない場合は、佐渡市は指定管理者に対し、業務の改善を勧告するものとする。
- 4 指定管理者は、前項に定める改善の勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第 5 章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料の支払)

第 22 条 佐渡市は、業務実施の対価として、指定管理者に対して指定管理料を支払う。

- 2 佐渡市が指定管理者に対して支払う指定管理料の詳細については、別途「基本協定書」及び「年度協定書」に定めるものとする。

(指定管理料の変更)

第 23 条 佐渡市又は指定管理者は、指定期間中に賃金水準又は物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

- 2 佐渡市又は指定管理者は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 変更の可否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第 24 条 指定管理者は、市が別に定めるところにより施設に係る利用料金を採用する場合は、指定管理者の収入として収受するものとする。

(利用料金の決定)

第 25 条 利用料金は、指定管理者が、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については、事前に佐渡市の承認を受けるものとし、必要に応じて佐渡市と指定管理者の協議を行うものとする。

(利用料金の減免)

第 26 条 指定管理者は、条例に規定がある場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第6章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第27条 指定管理者は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を佐渡市に賠償しなければならない。ただし、佐渡市が特別の事情があると認めたときは、佐渡市は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第28条 業務の実施において、指定管理者に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が佐渡市の責めに帰すべき事由又は佐渡市指定管理者双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りでない。

2 佐渡市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第29条 業務の実施に当たり、佐渡市及び指定管理者は特記仕様書に定める保険に加入しなければならない。

(不可抗力発生時の対応)

第30条 不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第31条 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害、損失及び増加費用が発生した場合、指定管理者は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって佐渡市に通知するものとする。

2 佐渡市は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行なった上で佐渡市と指定管理者の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害、損失及び増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で佐渡市が負担するものとする。なお、指定管理者が加入した保険によりてん補された金額相当分については、佐渡市の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して佐渡市に損害、損失及び増加費用が発生した場合、当該費用については佐渡市が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第32条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、指定管理者は不可抗力により影響を受ける限度において協定書に定める義務を免れるものとする。

2 指定管理者が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、佐渡市は、指定管理者との協議の上、指定管理者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第7章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第33条 指定管理者は、協定の終了に際し、佐渡市又は佐渡市が指定するものに対し、業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 佐渡市は、必要と認める場合には、協定の終了に先立ち、指定管理者に対して佐渡市又は佐渡市が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 指定管理者は、佐渡市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復の義務)

第34条 指定管理者は、協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、佐渡市に対して管理物件を明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、佐渡市が認めた場合には、指定管理者は管理物件の原状回復は行わずに、別途佐渡市が定める状態で佐渡市に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品等の取扱い)

第35条 協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者は、市から備品等の貸与を受けた場合は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 指定管理者は、指定期間の満了又は指定を取り消された場合において、市が貸与した備品等について、佐渡市に返納し又は佐渡市が指定するものに対して引き継がなければならない。また、指定管理者は、当該備品等の返還が完了するまで備品等の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
- (3) 指定管理者が自己の費用により購入又は調達した備品については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去又は撤収するものとする。ただし、佐渡市と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は、佐渡市又は佐渡市が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第8章 指定期間満了以前の指定の取消し

(佐渡市による指定の取消し)

第36条 佐渡市は、佐渡市の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例27号）第11条の規定により、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき。
- (2) 佐渡市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (4) 自らの責めに帰すべき事由により指定管理者から協定締結の解除の申出があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者として管理運営業務を実施することが適当

でない認められたとき。

2 佐渡市は、前項の規定に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を指定管理者に通知した上で、次の事項について指定管理者と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取消しの理由
- (2) 指定取消しの要否
- (3) 指定管理者による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害、損失及び増加費用が生じても、佐渡市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者による指定の取消しの申出)

第37条 指定管理者は次のいずれかに該当する場合、佐渡市に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 佐渡市が協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (2) 佐渡市の責めに帰すべき事由により指定管理者が損害又は損失を被ったとき。

2 佐渡市は、前項の申出を受けた場合、指定管理者との協議を経てその処置を決定するものとする。

3 前項に基づいて指定の取消しをする場合、佐渡市に損害及び増加費用が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(不可抗力による指定の取消し)

第38条 佐渡市又は指定管理者は、不可抗力の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、佐渡市は指定の取消しを行うものとする。

3 前項における取消しによって指定管理者に発生する損害、損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で佐渡市が負担することを原則として佐渡市と指定管理者の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第39条 第33条から第35条までの規定は、第36条から第38条までの規定により協定が終了した場合に、これを準用する。

第9章 その他

(権利又は義務の譲渡の禁止)

第40条 指定管理者は、協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に佐渡市に承諾を受けた場合は、この限りでない。

(業務の範囲外の業務)

第41条 指定管理者は、当該施設の設置目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、佐渡市に対して事業計画書を提出し、事

前に佐渡市の承諾を受けなくてはならない。その際、佐渡市と指定管理者は必要に応じて協議を行うものとする。

3 佐渡市と指定管理者は、自主事業を実施するに当って、別に自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(請求及び通知等の方法)

第 42 条 協定に関する佐渡市指定管理者間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、協定書及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

(協定の変更)

第 43 条 業務に関し、業務の前提条件や内容を変更したとき又は特別な事情が生じたときは、佐渡市と指定管理者の協議の上、協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第 44 条 佐渡市が協定書及び仕様書の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、佐渡市が指定管理者の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第 45 条 協定書及び仕様書の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は協定書に特別の定めのない事項については、佐渡市と指定管理者の協議の上、これを定めるものとする。

別紙1 「用語の定義」

- (1) 「募集要項」とは、募集要項自体、募集要項添付資料及びそれらに係る質問回答のことをいう。
- (2) 「指定開始日」とは、基本協定書に定める指定期間の開始日のことをいう。
- (3) 「年度協定書」とは、基本協定書に基づき、佐渡市と指定管理者が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
- (4) 「協定書」とは、基本協定書及び年度協定書のことをいう。
- (5) 「仕様書」とは、標準仕様書及び特記仕様書のことをいう。
- (6) 「自主事業」とは、募集要項、特記仕様書に定めた業務以外の業務で、指定管理者が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (7) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨及び土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令の変更、その他佐渡市及び指定管理者の責めに帰することのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (8) 「法令」とは、全ての法律、法規、条例及び正規の手続を経て公布された行政機関の規定を言う。
- (9) 「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として指定管理者に支払われる施設利用料のことをいう。